

介護老人保健施設ことりの園運営規程

第1章 総則

第2章 定員及び従業者

第3章 サービスの内容及び費用の額

第4章 運営に関する事項

第5章 雑則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、医療法人博仁会が開設する介護老人保健施設ことりの園(以下「ことりの園」という。)における次に掲げる施設及び事業の運営に関し、重要な事項を定めるものとする。

- 一 介護老人保健施設(以下「施設」という。)
- 二 指定短期入所療養介護事業(以下「短期入所」という。)
- 三 指定介護予防短期入所療養介護事業(以下「介護予防短期入所」という。)
- 四 指定通所リハビリテーション事業(以下「通所リハビリ」という。)
- 五 指定介護予防通所リハビリテーション事業(以下「介護予防通所リハビリ」という。)
- 六 指定訪問リハビリテーション事業(以下「訪問リハビリ」という。)
- 七 指定介護予防訪問リハビリテーション事業(以下「介護予防訪問リハビリ」という。)

(施設・事業の目的)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

- 2 短期入所は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 介護予防短期入所は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の介護予防及び療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 通所リハビリは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
- 5 介護予防通所リハビリは、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利

用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 6 訪問リハビリは、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下、「理学療法士等」という。)が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態にある者の居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。
- 7 介護予防訪問リハビリは、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(運営の方針)

- 第3条 ことりの園は、ことりの園を利用する者(以下「利用者」という。)の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保健施設サービス、短期入所療養介護、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーション(以下「施設サービス等」という。)を提供しなければならない。
- 2 ことりの園は、明るく家庭的な雰囲気有するよう努めるとともに、特に地域及び家庭との結びつきを重視し、積極的に地域との交流に努めるものとする。
 - 3 ことりの園は、市町村、地域包括支援センター、介護保険施設、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。

(説明及び同意)

- 第4条 ことりの園の従業員は、施設サービス等の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明をし、同意を得なければならない。

(身体拘束の禁止)

- 第5条 ことりの園においては、利用者に対する施設サービス等の提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。
- 2 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(秘密の保持)

- 第6条 ことりの園の従業者又は従業者であった者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(各称等)

第7条 ことりの園の名称等は、次のとおりとする。

- 一 名称 介護老人保健施設 ことりの園
- 二 所在地 高崎市下小鳥町1277番地
- 三 管理者

第2章 定員及び従業者

(定員)

第8条 ことりの園の施設、短期入所及び介護予防短期入所の入所定員(又は利用定員)は、50名とする。

2 ことりの園の通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの利用定員は、1単位50名とする。

(従業者の職種、その内容及び員数)

第9条 ことりの園の従業者の職種、その内容及び員数は、別表第1のとおりとする。

第3章 サービスの内容及び費用の額

(施設サービス等の内容)

第10条 ことりの園で提供する施設サービス等の内容は、次のとおりとする。

- 一 施設サービス計画、短期入所療養介護計画(おおむね4日以上継続して利用する場合をいう。)、介護予防短期入所療養介護計画(おおむね4日以上継続して利用する場合をいう。)、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成、訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画の作成
- 二 食事の提供(利用者が選定する特別な食事の提供を含む。)
- 三 入浴(一般浴槽又は特別浴槽における入浴とする。)
- 四 看護及び医学的管理の下における介護
- 五 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション等)
- 六 退所に向けた総合的支援
- 七 各種相談に対する指導及び援助
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料及びその他の費用の額)

第11条 利用者がことりの園から施設サービス等の提供を受けた場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該施設サービス等が法定代理受領サービスであるときは、その1割2割または3割の額とする。

2 ことりの園は、前項に定める額のほか、次の各号に定める費用につき別表第2に額を掲げ、かつ、当該費用に関し利用者及び家族の同意を得たときは、利用者から当該費用の額の支払を受けることができる。

一 施設

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 居住に要する費用

- (3) 利用者が選定する特別な療養室の費用
- (4) 利用者が選定する特別な食事の費用
- (5) 理美容代
- (6) その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

二 通所リハビリ

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 利用者の選定により通常事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (3) 通常要する時間を超える通所リハビリであって利用者の選定により必要となる費用の範囲内において、居宅介護サービスまたは居宅支援サービス費用基準額を超える費用
- (4) おむつ代
- (5) その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

三 介護予防短期入所

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 滞在に要する費用
- (3) 利用者が選定する特別な療養室の費用
- (4) 利用者が選定する特別な食事の費用
- (5) 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
- (6) 理美容代
- (7) その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

四 介護予防通所リハビリ

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 利用者の選定により通常事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

3 前項の費用の額を変更した場合は、当該変更した額について新たに利用者及び家族の同意を得なければならない。

第4章 運営に関する事項

(ことりの園の利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、ことりの園を利用するに当たっての留意事項は、以下の各号に定めるとおりとする。

一 面会時間は、午後1時から午後5時30分までとすること。

二 外出・外泊する際は、別に定める外出・外泊届を、提出すること。

2 その他ことりの園の利用に当たっての留意事項は、管理者が別に定める。

(営業日並びに営業時間)

第13条 通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの営業日並びに営業時間は、次のとおり定める。

- 一 営業日 月曜日から土曜日まで(12月30日から1月3日までを除く。)
- 二 営業時間 午前8時00分から午後4時30分まで。(ただし、利用者の選定により通常要する時間を超えて行う通所リハビリの提供が必要と認められる場合は、午後8時まで)

2 訪問リハビリ及び介護予防訪問リハビリの営業日営業時間は、次のとおり定める。

- 一 営業日 月曜日から土曜日まで(12月30日から1月3日までを除く。)
- 二 営業時間 午前9時00分～午後5時30分まで。

(通常の送迎及び通常の事業の実施地域)

第14条 短期入所及び介護予防短期入所の通常の送迎の実施地域は、高崎市とする。

2 通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの通常の事業の実施地域は、高崎市(旧高崎市・旧群馬町・旧箕郷町)の一部とする。概ね片道10km、20分以内。

3 訪問リハビリ及び介護予防訪問リハビリの通常の事業の実施地域は、高崎市(主に六郷地区)とする。概ね片道10km、20分以内。

(褥瘡の発生防止)

第15条 こどりの園は、施設サービス等の提供にあたり褥瘡が発生しないよう、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 褥瘡のリスクが高い利用者に対し、褥瘡予防のための計画を作成すること。
- 二 看護師を褥瘡予防担当者とする。
- 三 こどりの園褥瘡対策チームを設置し、褥瘡対策のための指針を整備すること。
- 四 従業者に対し、褥瘡対策に関する教育を行うこと。

(衛生管理)

第16条 こどりの園は、園内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 看護師等を感染対策担当者とする。
- 二 こどりの園感染対策委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底すること。
- 三 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(こどりの園感染対策マニュアルを整備する。
- 四 前号に定めるマニュアルに基づき、従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(非常災害対策)

第17条 こどりの園は、を防火管理者とし、非常災害に関する具体的な計画を立てなければならない。

2 こどりの園は、非常災害に備えるため、毎年昼間の非常災害訓練(避難訓練、消火訓練及び通報訓練を行うものをいう。以下同じ。)、夜間を想定した非常災害訓練を実施しなければならない。

ない。

3 こどりの園の従業者は、常に、災害の防止と利用者の安全確保に配慮しなければならない。

(要望及び苦情処理)

第18条 こどりの園は、提供した施設サービス等に関し利用者又は家族から要望及び苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明するものとする。

2 要望及び苦情の受付責任者は、支援相談員とし、苦情の処理のシステムは、こどりの園苦情処理委員会で定めるものとする。

3 利用者または家族の要望及び苦情を受け付けるため、サービスステーション窓口に「ご意見箱」を設置するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第19条 こどりの園は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針(こどりの園事故予防・対応マニュアル)を整備すること。

二 こどりの園は、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 看護師長を安全対策責任者とすること。

四 事故発生の防止のための委員会(こどりの園事故防止委員会)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 こどりの園は、利用者に対する施設サービス等の提供により事故が発生した場合は、同マニュアルに基づいて、直ちに必要な措置を採るとともに、利用者の家族等に連絡をしなければならない。死亡事故その他重大な事故については、遅滞なくその概要を県及び市町村に報告をしなければならない。

3 こどりの園は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録するものとする。

4 こどりの園は、利用者に対する施設サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(サービスの質の評価)

第20条 こどりの園は、自らその提供する施設サービス等の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。なお、評価にあたっては、こどりの園サービス評価委員会を組織して行うこととする。

2 前項に定める評価委員会は、こどりの園の従業者以外の者をもって組織するよう努めなければならない。

3 こどりの園は、第一項に定める評価委員会の評価を要約し、公表するよう努めなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、医療法人博仁会の同意を得て、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月17日から施行

附 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年10月1日から施行する。

附則

この規定は、平成27年 4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この規定は、平成28年9月1日から施行する。

附則

この規定は、平成29年8月1日から施行する。

附則

この規定は、平成29年12月1日から施行する。

附則

この規定は、平成30年8月1日から施行する。

附則

この規定は、令和3年8月1日から施行する。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第9条関係)こどりの園の従業者の職種等

職種	職務の内容	員数(常勤換算)
管理者	こどりの園の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。	0.5人
医師	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。	
薬剤師	医師の指示に基づき、薬剤の管理及び服薬指導等を行う。	0.2人
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	リハビリテーションプログラム等を作成し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行う。	合計5.3人 入所 通所リハビリ 4.9人 0人 訪問リハ 0.4人
看護職員	医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等の業務及び施設サービス計画等に基づく看護・介護を行う。	合計5.3人 入所 通所リハビリ 4.3人 0人
介護職員	施設サービス計画等により、医学的管理に基づく介護を行う。	合計19.7人 入所 通所リハビリ 18.7人 0人
管理栄養士(栄養士)	献立の作成、栄養指導、嗜好調査等利用者の食事・栄養管理を行う。	0.5人(0人)
介護支援専門員	施設サービス計画等の原案を作成し、その他ケアマネジメントを行う。	1人
支援相談員	利用者及び家族からの処遇上の相談に適切に応じるとともに、入退所事務等を行う。	0.5人
調理員	管理栄養士(栄養士)の指示のもとで、利用者に提供する食事を調理する。	0人(委託のため0)
その他		

別表第2(第11条関係)ことりの園利用料金表

I 介護老人保健施設

I-1 食費・居住費の費用 (1)介護保険負担限度額認定者以外の者

料金の種類	金額	備考
居住に要する費用	ユニット型個室 円/日 ユニット型準個室 円/日 従来型個室 1310円/日 多床室 650円/日	
食事の提供に必要な費用	1600円/日	

I-1 食費・居住費の費用 (2)介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金額	備考
居住に要する費用	基準費用額	
	ユニット型個室 円/日	
	ユニット型準個室 円/日	
	従来型個室 1,640円/日	
	多床室 370円/日	
	第1段階負担限度額	
	ユニット型個室 円/日	
	ユニット型準個室 円/日	
	従来型個室 490円/日	
	多床室 なし	
	第2段階負担限度額	
	ユニット型個室 円/日	
ユニット型準個室 円/日		
従来型個室 490円/日		
多床室 370円/日		
第3段階負担限度額		
ユニット型個室 円/日		
ユニット型準個室 円/日		
従来型個室 1,310円/日		
多床室 370円/日		
食事の提供に必要な費用	基準費用額 1,445円/日	
	第1段階負担限度額 300円/日	
	第2段階負担限度額 390円/日	
	第3段階負担限度額 650円/日 1360円/日	

I-2 その他の費用 共通事項

料金の種類	金額	備考
特別な食事の費用	実費(利用者の希望による)	
特別な室料の費用	1人部屋 1190 円 2人部屋 400 円	消費税含む
理美容代	1500 円/回	
日用品費	60 円/日	
教養娯楽費	50 円/日	
家電持込料	50 円/日	
洗濯代	800 円/回	

II 短期入所療養介護

II-1 食費・滞在費の費用 (1)介護保険負担限度額認定者以外の者

料金の種類	金額	備考
滞在に要する費用	ユニット型個室 円/日 ユニット型準個室 円/日 従来型個室 1310円/日 多床室 650円/日	
食事の提供に必要な費用	1600円/食	

II-1 食費・滞在費の費用 (2)介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金額	備考
滞在に要する費用	基準費用額 ユニット型個室 円/日 ユニット型準個室 円/日 従来型個室 1,640円/日 多床室 370円/日	
	第1段階負担限度額 ユニット型個室 円/日 ユニット型準個室 円/日 従来型個室 490円/日 多床室 なし	

	第2段階負担限度額 ユニット型個室 円/日 ユニット型準個室 円/日 従来型個室 490円/日 多床室 370円/日	
	第3段階負担限度額 ユニット型個室 円/日 ユニット型準個室 円/日 従来型個室 1,310円/日 多床室 370円/日	
食事の提供に必要な費用	基準費用額 1,445円/日	
	第1段階負担限度額 300円/日	
	第2段階負担限度額 600円/日	
	第3段階負担限度額 ①1000円/日 ②1300円/日	

Ⅱ-2 その他の費用 共通事項

料金の種類	金額	備考
特別な食事の費用	実費(利用者の希望による)	
特別な室料の費用	1人部屋 1190 円 2人部屋 400 円	消費税含む
理美容代	1500 円/回	
日用品費	60 円/日	
教養娯楽費	50 円/日	
家電持込料	50 円/日	
洗濯代	800 円/回	

Ⅲ介護予防短期入所療養介護

Ⅳ-1 食費・滞在費の費用 (1)介護保険負担限度額認定者以外の者

料金の種類	金額	備考
滞在に要する費用	ユニット型個室 円/日	
	ユニット型準個室 円/日	
	従来型個室 1310 円/日	
	多床室 650 円/日	
食事の提供に必要な費用	1600 円/食	

IV-1 食費・滞在費の費用 (2)介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金額	備考
滞在に要する費用	基準費用額	
	ユニット型個室 円/日	
	ユニット型準個室 円/日	
	従来型個室 1,640円/日	
	多床室 370円/日	
	第1段階負担限度額	
	ユニット型個室 円/日	
	ユニット型準個室 円/日	
	従来型個室 490円/日	
	多床室 なし	
	第2段階負担限度額	
	ユニット型個室 円/日	
ユニット型準個室 円/日		
従来型個室 490円/日		
多床室 370円/日		
第3段階負担限度額		
ユニット型個室 円/日		
ユニット型準個室 円/日		
従来型個室 1,310円/日		
多床室 370円/日		
食事の提供に必要な費用	基準費用額 <u>IV-1(1)に定める額に基づく</u>	
	第1段階負担限度額 300円/日	
	第2段階負担限度額 600円/日	
	第3段階負担限度額 1000円/日 1300円/日	

IV-2 その他の費用 共通事項

料金の種類	金額	備考
特別な食事の費用	実費(利用者の希望による)	
特別な室料の費用	1人部屋 1190 円	消費税含む
	2人部屋 400 円	
理美容代	1500 円/ 回	
日用品費	60 円/ 日	
教養娯楽費	50 円/ 日	

家電持込料	50 円 / 日	
洗濯代	800 円 / 回	